



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

平成24年度税制改正より

昨年の平成24年度税制改正の中から、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用される内容をご紹介します。と思います。

法人税率等の引下げについて

本改正によって、法人税率が30%から25.5%へと引き下げられることになりました。これに伴い、中小企業者等の法人税率の特例(軽減税率)についても引き下げられ、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度については、中小法人の年所得800万円以下の税率が18%から15%に引き下げられました。

復興特別法人税の導入について

上記の通り、法人税率の引下げが行われましたが、それと同時に、東日本大震災からの復興に係る施策を実施するために必要な財源を確保するという目的から、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始

する各事業年度については、基準法人税額に10%の税率を乗じた復興特別法人税が課されることになりました。

復興特別法人税率が加算されることで、法人税率が28.05%となり、2.55%高くなることとなります。また、中小法人の軽減税率についても、16.5%となり、1.5%高くなります。

定率法における償却率の引下げについて

平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合の償却率が、定額法の償却率の250%相当の率から200%相当の率に引き下げられることになりました。償却率が引き下げられたことにより、当該資産に対して定率法を採用する場合には、減価償却費が減額されることとなり、損金に計上できる金額が減額されることとなります。

欠損金の繰越控除の使用制限について

一定の中小法人以外の法人の青色欠損金の控除限度額が、欠損金額控除前の所得の金額

の80%相当額までとされました。これにより、上記法人のうち、繰越欠損金がある事業年度の所得金額以上である場合には、今までは課税所得が生じませんでしたが、今後は所得金額の20%相当額に対して課税されることになりました。

しかし、今までは欠損金の繰越期間が7年間とされていましたが、本改正によって、9年間の繰越しが認められることになりました。

おわりに

今回は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用される改正点の一部をご紹介します。申告の場面においては他の論点についても注意が必要となります。申告に関して何か不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

なお、平成25年度税制改正大綱の内容については <http://www.shiodome.co.jp/zeiseikaisei/tax2013.pdf> をご参照ください。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「改正高年法」施行目前!

定昇など賃金制度の動向

活発化する賃金をめぐる動き

平成25年の春闘がスタートし、ローソンが2013年度から20代後半～40代の社員の年収を平均3% (平均約15万円) 引き上げることを発表したり、先頃行われた政府と経済3団体トップとの会談で、安倍首相から、デフレ脱却に向けて業績が改善した企業から賃金を引き上げるよう要請が出たり、賃金をめぐる動きが活発化しています。

約4割の企業では定期昇給を導入していない

公益財団法人日本生産性本部が2012年10月～11月にかけて実施した「第13回日本的雇用・人事の変容に関する調査」によると、年齢や勤続年数に応じた定昇がある賃金カーブの設計となっている企業は過半数(55.2%)を占めているものの、「定期昇給はない」という企業も約4割(39.6%)となったことがわかりました。

定昇制度の導入率を過去の調査と比較する

と、2000年が87.3%、2004年が62.2%となっており、徐々に導入率は低下しています。

定昇を導入している企業の約半数が見直しを検討

定昇制度がある企業での今後の定昇制度の取扱いについては、「現状のまま」が42.4%となった一方で、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が25.9%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないが、もう少し早めの年齢で止めたい」が21.2%となり、合計で47.1%は見直しを考えていることがわかりました。

企業規模が5,000人以上になると「現状のまま」という企業は12.5%まで減少し、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が37.5%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」が25.0%で、合計62.5%となり、さらにその傾向が強まっていることがわかります。

年齢・勤続給を導入する企業は減少

基本給に採り入れられている賃金体系を見ると、管理職層では、役割や職責あるいは職務の価値を反映させる「役割・職務給」の導入率が79.2%と高く、職務遂行能力の高さを反映させる「職能給」の導入率はついで、やや下がって65.6%となっています。また、年齢や勤続年数を反映させる「年齢・勤続給」については、22.7%となっています。

非管理職層についても同様の傾向がみられますが、どちらに関しても言えることは、「年齢・勤続給」は、調査開始から下がり続けているということです。

4月からの「改正高年齢者雇用安定法」の施行による65歳までの雇用義務化に伴い、再雇用者の賃金の賃金水準を引き下げること検討する企業が増えることも予想され、賃金をめぐる動きはますます目まぐるしくなりそうです。



会社のトラブルQ&A

Q フリーソフトを改良して商品化したら？

当社では、フリーソフトウェアを改良してより使いやすい仕様にして使用しています。これを商品化することは可能でしょうか。

A 著作権法で保護されているかがポイントとなります。

創作性～著作物か否か～

プログラムについて、著作権法は著作物となり得ることを明記しています(著作権法10条1項9号他)。そして、著作物として保護されるためには創作的表現といえることが必要です(同法2条1項1号)。

これについて、東京地判平成15年1月31日は、「プログラムは、具体的記述において、作成者の個性が表現されていれば、著作物として著作権法上の保護を受ける」とする一方で、「プログラムの具体的記述が、誰が作成してもほぼ同一になるような記述、簡単な

内容をごく短い表記法によって記述したもの又はごくありふれたものである場合」には、「作成者の個性が発揮されていないものとして、創作性がない」としました。

そうすると、上記判断基準から元のソフトウェアに創作性がないのであれば、そもそも著作権として保護されないため、貴社の改良ソフトウェアの商品化も可能です。

もっとも、上記の基準を満たすかどうかの判断は困難です。そこで、一般に流通しているフリーソフトウェアは、創作性を有し、著作物として保護されると考えた方が無難です。特に、フリーソフトウェアの多くは、製作者が権利を保持したまま、修正や再配布を利用者に認めているにすぎません。そこで、著作権については市販のソフトウェアと同様に考える必要があります。

複製権・翻案権侵害となるか

貴社の改良プログラムが、元のプログラムと実質的に同一だといえれば「複製」に該当し、実質的に同一とはいえない程度の変更を

加えていたとしても、元のプログラムとの類似性が相当程度残されており、元のプログラムの本質的特徴を直接理解できるような場合には「翻案」に該当し、それぞれ複製権、翻案権の侵害(著作権侵害)になります。

本件の場合

改良の内容が元のプログラムのバージョンアップのようなものであれば、創作的特徴部分を直接理解できるといえ、元のプログラム著作権者の翻案権に抵触します。この場合、元のプログラム著作権者から使用許諾を得るか、著作権の譲渡を受けてからでなければ改良プログラムの商品化はできません。

他方、貴社のプログラムが、元のプログラムのアイデアを利用しただけで具体的記述に独自の個性が認められ、新たな著作物を創作したといえるような場合であれば、元のプログラムの著作権に抵触しませんので、改良プログラムの商品化をすることが可能です。

i お知らせ

新入社員マナー研修会のお知らせ

平成25年4月に新入社員を対象としてセミナーを開催します。参加型の形式で、グループディスカッションを行いながら進めます。

【本セミナーの3つのポイント】

- ①少人数制のマナー研修でみっちり学べる
- ②他社の新入社員と研修を通して切磋琢磨できる
- ③2日間の研修で社会人の意識が身に付く

【定員】24名/各回

【費用(税込)】39,800円⇒早割(3月8日までの申込)29,800円

【日程】全2日 7時間(10:00～17:00)/日

第1回 ①4月2日(火) ②4月3日(水)

第2回 ①4月4日(木) ②4月5日(金)

第3回 ①4月8日(月) ②4月9日(火)

詳細：<http://www.shiodome.co.jp/seminar/shinjin-manner201304.pdf>

シンガポール現地法人設立に関するお知らせ

当グループはこの度2013年1月23日にシンガポール共和国に現地法人を設立しました。

【名称】Shiodome Partners(Singapore)Pte.Limited

【設立日】2013年1月23日

【所在地】International Plaza,#30-17 10 Anson Road,079903,Singapore

【事業内容】法人設立業務、会社秘書役業務、会計税務業務、

人事労務・給与計算業務、IPO・M&Aコンサルティング業務 等

2月の税務と労務の手続き 【提出先・納付先】

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用の物> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [税務署]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>